

に主張されることはもつともだと思います。しかし、そぞうであるかといつて、現在の農業の立場において、私は唯一のとも言ひませんが、非常に有力なる協同組合としてこの農業協同組合のきわめて重要な立場であるということ、そういう意味において、現在のいろいろの事業そのものから見て、やはりきわめて大きなゆる仕事といふか、分担を受け持つて、その仕事の面に努力しておる姿は、私は十分ある意味においては認めていきたい。また、これを伸ばしていくいたい。言い方が違うようありますけれども、結局いい農協にして、いわゆる農民のための農協としての力をより以上發揮せしめたいという気持ちにおいては、私は少しも違はないのであるまいから、こう考案しておるわけでござります。よけいなことを申すようでござりまするが、やはり根本的な問題であるだけに、私もさすがによることをつけ加えて申し上げておるわけでございます。

のは、想像以上に加速度で進んでいる情勢なわけです。その中に、私から言えば、体質改善というような最大の課題もみずから解決できないで沈滞しておる、時勢の進展に取り残されておるのが農協であるといふ方に心配して見ておるわけあります。たとえば、過般、農協法を改正して、法律の中に農業協同組合中央会といふ第三章を設けた改正をした。その当時はらばらな各事業面なり、あるいは県段階、全国段階を通じてのそれを総合的な大所高所の立場から調整をし、合理的な指導を任務として法律も改正され、中央会、県段階、全国段階と通じたのであります。が、当初の期待とは反して、全部が全部とは私は言いませんけれども、共通的には、いまの県段階あるいは全国中央会といふものは期待した方向に進んでいるのぢゃなくて、端的に言えば、寄り合い的な、クラブ的な性格に堕しておるというふうに私は見ざるを得ない。相撲で言えばちょうど行司のよろんなもので、着ている衣装はきらびやかである。置かれているその立場といふものはかなり期待した、名前の示すように中央会である。しかしながら、相撲の場合にもありますように、ちょっととその相撲で問題があれば検査役が出てきて文句をつけける、さし違えであるといふうにあやまらなければならぬ、権力も持つていなければ金力もない、ちょうど行司のようなはない性格を持つておる。私は法律を制定した当時の期待から非常に現実は違うものに置かれておるということを感じるものであります。それは一つの例であります。これはよほど抜本的に、大臣もおっしゃるように、日本の農政を担当する、これは共同組織体でありますから、よほど抜本的に体質改善をしませんと、取り返しのつかない、後手を、もうはつきり固定化してしまう。これは自主的な共同体であるから、自主的にそういう体質改善をすることは、共同体の本質からいって当然であるけれども、しかし、日本では、法律で組合というものが規定されていますから、大臣としても、この農協の抜本的な体質改善といいますか、といふものには、おそらく失

するけれども、勇断をもつてこれは対処する。喫緊の政策課題の一つだと思うのです。大臣はこれに対してもいかなる決意をもってあたられようとしておるのか、その点をひとつ。

○國務大臣(坂田英一君) ごもっともであります。非常に重要な団体でございます。日本の農政の強力なる推進のために欠くべからざる重要な団体でありますだけに、最近のいろいろの情勢からみまして、やはり農民のための農協という面について、強力な活動の行なわれる方向に向かつて、より一そな努力を払うべきものであると私も考えておりますので、昨年早々、有識者あるいは学者、経験者等に寄つていただきまして、農協のあるべき姿等についての根本的な問題を現に検討を加えておるわけござります。

○渡辺勲古君 いろいろ農協のあり方については伺いたいのですが、きょうの法案には直接関係がありませんから、この程度にいたしますが、研究会を去年設けて、その成果を待つとか、そういうことをさることながら、よほどこれは真剣に政府でも、研究会の答申待ちなんといふような、ゆうぢやうなことではなく、決意を新たにしてやはり立ち向かってもらわなければ、どうにも取り返しのつかないというふうな危機感を私は抱いておるということだけは、ここではつきりと申し上げておきます。

近代化資金の法改正にあたつて、まず前提となる農家の、信用事業を通じての実態といふものをみますと、農協貯蓄の増加率といふものは、二四%程度の増加率を示しておる。一方、貸し付け金の推移も、伸びてはおりますけれども、この割合といふものが、貯貸率——貯金と貸し付けの比率でみますと、四六%ないし四七%程度といふことになつておつて、よほどアンバランスといふものが、現実当面の問題になつておる。これは大臣もとく御承知のことであります。よほどこれは組合金融に対する確固たる政府の指針といふものを見明らかにしなければならない段階にきているのではないかといふふうに考えるわけであります。

その貸し付けの中で、私は指摘をしなければならないのは、農家の負債の累増という実態であります。政府は、この実態把握をしているのか。いるとなれば、それは一体どういう実態なのか。農業白書でも、半行程度ちょっと触れている程度で、農業白書を見た程度では、その実態はよく理解しにくい。たとえば、北海道の負債の実態といふものが、三月末で発表されておりますが、これは、新聞の記事を私は見ただけであります。信憑性その他は、責任を持つてこれを引用するものではあります。せんけれども、北海道内の農家が農協系統組織から借り入れた資金の中で、償還期限が過ぎても返せない、いわゆる延滞金は、昨年の三月末で二百五十七億円に達している。その半分の約百三十億が、期限超過後一年以上の延滞ということが報道されているわけであります。

これは、ある学者も指摘しているように、ここ二、三年のうちに、日本農政の中で、農家の負債問題が重大な政策課題になると指摘している学者があります。私も、この学者の意見には全く同感であります。ですが、単に農家だけではなくして、たとえば山村住民あるいは漁業従事者、この負債実態も、かなりせつぱ詰まつた実態に置かれているのじゃないかといふふうに私は思うのであります。たとえば、水産庁が三十七年三月に發表した漁家負債調査報告を見ましても、全体の負債の中でも、返す見込みがないというのが、全体の一・二・八%を占めている。これは、返す意思があるが、返す見込みがないというものが、全体の一・二・八%を占めている、返す可能性はあるが、きめられた期日までには返せないというのが、全体の四六・九%ある。期日中に返せるという者が四〇・三%というのが、水産庁から、漁家の負債調査として発表されている。これは、三十六年の調査から出たものが報告されているわけであります。

融資に旧債をのりかえて、表面づらは一応きれいにしているが、実体は返済不可能の沈没した債務がある。既存農家は、まことに北海道との統計にして誤まりがなければ、きわめて憂慮すべき負債の実態報告をしている。これは部分的に私は、調査したデータは、社会党としては手持ちがないので、あつちこつちのそれぞれの資料をつなぎ合させて伺うのであります。二、三年を待たずして、私はこの農家の負債といるものについては大きな問題になるということを警告するとともに、一体政府は、近代化資金もけつこうであります。あるいは公庫融資その他、制度金融プロパー融資、一切を前向きにやる前提として、これらの焦げつきの債務というものを、一体実態を把握しておるのかどうか。しておるとすれば、その内容をこの機会に報告をしていただくとともに、その実態にはいかなる対策をお持ちであるかをあわせてお聞かせを願いたいのであります。

○政府委員(森本修君) 農家の負債といいます

か、借り入れ金の状況でございますが、最近の農

家経済調査などによりまして、私どもが、農家が

どういうふうな借り入れ金の状況になつておるか

といふのは調査をいたしておりますが、それによ

りますと、三十五年から三十八年ぐらいまでの間

に、農家の一戸当たり平均でござりますが、借り

入れ金は二〇%強年率にいたしまして増加を来た

しております。で、借り入れ金が増加をいたして

おります理由といいますか、要因はいろいろある

と思いますけれども、かなり大きな部分は最近の

農業の経営の合理化といったような面、いわゆる

設備投資でありますとか、そいつの前向きの資

本投下のために借り入れ金をしておるというのが

大きいのではないかというふうに思つております

が、中には、ただいま御指摘ございましたよ

うに、災害でありますとか、あるいはその他の事情

によりまして、いわゆる固定化負債といふものも

その中にはござつておるのでないかといふう

中で、いま申しましたような固定化いたしました

負債がどの程度占めておるかということは、実は詳細に私どものほうではわからないといふうなことでございます。ことに北海道等につきまして、いろいろそいつた固定化負債があつて、あります。あるいは營農を今後続けていく、また新しい追加のものは、營農を行つたときには、いろいろそいつた固定化負債があつて、あるいはその他の政府の農業政策に関連する融資といふ実態を見まして、いろいろ考えでございます。ことに北海道等につきまして、いろいろそいつた固定化負債があつて、あるいはその他の政府の農業政策に関連する融資といふ実態を見まして、いろいろ考えでございます。

○渡辺勲吉君 私は先ごろ宮城に行つたときに、

宮城県信用農協連でやはり県内の農家の負債調査

も、県庁がまた精力的な調査をやつております。

内地といえどもかなりこれには問題意識を感じ

ますから、やはり全国的なその趨勢といふものを

うですけれども、私のお尋ねしておるのは、負債

の中のいわゆる固定化債務、焦げつきになってお

る部分、これは農家の營農実態からその内容を調

べて判定をする、きわめて至難なものだと思うの

であります。単に借り入れ農家の主観的な意見

で、これは返せるとか返せないとかいつたって、

これが返せるとか返せないとかいつたって、

それが返せるとか返せないとかいつたって、

これが返せるとか返せないとかいつたって、

たこれは決断も何もいるものじゃないですから、政府ですつきりと割り切つて、交通整理といふことは、それぞれの合理化にもつながることであるし、四十二年ということを日程に、そういう方向に一つの私は具体的な課題を出したに過ぎないわけでありますから、この共同利用施設といふことは、一事が万事であるということで、可能なものについては逐次交通整理をしてすつきりさせるという方向を、これは強力に推進をしてほしいと思います。あまり一般論だけを伺つてみると、大臣の時間の都合もあるので、いろいろ法案の具体的な内容に入りかねますから、先を急いで伺います。が、この近代化資金が発足してから、この資金の消化率といふものを提出された資料で見ますと、三十六年度は九三・七%の消化をしておる、翌三十七年度は九五%、三十八年度は九三・四%、三十九年度は八三・八%で、特に最近の消化率が低くなつておる、まあ、応そいう傾向からいって、この近代化資金は制度的に限界にきているんじやないかという見方も出ておるようであります。私は、こういう消化の傾向が低下をしておるという中には、やはりその背景をなす条件というものが考えなければならぬと思うのであります。それは、果樹にして、あるいは畜産にしても、いわゆる農業基本法でいう選択的拡大と宣伝されておる、そういう成長部門が、農家の肌で感ずる理解のしかたとしては、どうも不安でならないという面があるわけであります。私は、きょうの本論ではないから、その内容は一切触れません、結論だけを申し上げます。したがつて、生産が停滞する零細經營といふものの相克矛盾もある、これを今後どういふうに進めていくかといふことのためには、私はいま言つたよ的な交通整理で共同利用施設なり土地改良なり、逐次この近代化資金の消化の対象を拡大することが、近代化資金だけを見た場合ですよ、手段の一つではなかろうかと思うのですが、それでも、そういう実態がある。

それから、これは大臣に伺うのでありますが、この近代化資金が創設された大きなねらいとい

たこれは決断も何もいるものじゃないですから、政府ですつきりと割り切つて、交通整理といふことは、それぞれの合理化にもつながることであるし、四十二年ということを日程に、そういう方向に一つの私は具体的な課題を出したに過ぎないわけでありますから、この共同利用施設といふことは、一事が万事であるということで、可能なものについては逐次交通整理をしてすつきりさせると

いう方向を、これは強力に推進をしてほしいと思います。あまり一般論だけを伺つてみると、大臣の時間の都合もあるので、いろいろ法案の具体的な内容に入りかねますから、先を急いで伺います。が、この近代化資金が発足してから、この資金の消化率といふものを提出された資料で見ますと、三十六年度は九三・七%の消化をしておる、翌三十七年度は九五%、三十八年度は九三・四%、三十九年度は八三・八%で、特に最近の消化率が低くなつておる、まあ、応そいう傾向からいって、この近代化資金は制度的に限界にきているんじやないかという見方も出ておるようであります。私は、こういう消化の傾向が低下をしておるという中には、やはりその背景をなす条件というものが考えなければならぬと思うのであります。それは、果樹にして、あるいは畜産にしても、いわゆる農業基本法でいう選択的拡大と宣伝されておる、そういう成長部門が、農家の肌で感ずる理解のしかたとしては、どうも不安でならないという面があるわけであります。私は、きょうの本論ではないから、その内容は一切触れません、結論だけを申し上げます。したがつて、生産が停滞する零細經營といふものの相克矛盾もある、これを今後どういふうに進めていくかといふことのためには、私はいま言つたよ的な交通整理で共同利用施設なり土地改良なり、逐次この近代化資金の消化の対象を拡大することが、近代化資金だけを見た場合ですよ、手段の一つではなかろうかと思うのですが、それでも、そういう実態がある。

それから、これは大臣に伺うのでありますが、この近代化資金が創設された大きなねらいといふことは、一事が万事であるということで、可能なものについては逐次交通整理をしてすつきりさせると

いたぐことはできませんか。

○政府委員(森本修君) 政令の規定見込み事項、

大体何といいますか、見込みでありますので、現

在予定しておりますものについて早急にお出し

て現在に至つた間に、はたして近代化資金が意図

した方向が政策金融として効率的な結果であった

と判断しておられますか。農業経営の

近代化あるいは協業化の助長、その点はどうなん

ですか。

○国務大臣(坂田英一君) いまこの問題について

は、やはり経営の近代化あるいは協業化等に向

かって、非常な早い速度ではありますけれども、

着実に進んでおりますのでございまして、それ

に対してもこの近代化資金の制度は相当の効果をあ

らわしておるということを私も感じております。

○渡辺勲吉君 なるべくきょうじゅうに私はその

資料を見せてもらえば、きょうじゅうにその資料

に基づく質問を終わりたいが、何時ころまででき

ますか。

○政府委員(森本修君) 多少いま用意したもののが

ござりますが、もしよろしければ、いまからでもお配りいたします。

○委員長(山崎音君) それでは、すぐ配つてください。

○渡辺勲吉君 いま農業近代化資金助成法の一部

を改正する法律案の政令規定の見込み事項のもの

をいたしましたから、これをひとつ、ちょっと

簡単に説明していただきます。あわせて信用基金

の政令見込みも……。

○政府委員(森本修君) それでは、ただいまお手

元に配付をいたしました政令規定見込み事項の要

点を御説明いたします。

まず近代化資金助成法に関連する分でございま

すが、第一は、ただいま御指摘がございました環

境整備資金を貸し付けます相手方なりいわゆる任

意団体の要件でござります。二つございまして、

一つは(1)にござりますように、農業を営む者が主

たる構成員となつておるということ、それから(2)

は代表者なり代表権の範囲その他について、農林

大臣の定める基準に従つた規約をつくつていただき

くといふ二つが要件でございまして、この要

件は任意団体を追加するようにも法文解釈は受け取れます。

それから一番目は、育成資金の関係でございま

すが、育成資金の関係は、融資の条件といつま

して、償還期限が十五年以内、うち据え置き期間

は七年、これは果樹その他の永年性植物について

の分でござりますが、利率は年六分以内とする見

込みでございます。なお、從来から貸し付けてお

りました果樹その他永年性植物の植栽資金につきましても、据え置き期間が從来三年であります

ものを七年に延長をする予定でございます。それ

から(1)といたしまして、搾乳牛、繁殖用肉牛及び繁

殖豚でござりますが、これの育成資金は償還期限

が五年、それから据え置き期間が二年、利率は年

六分以内とする予定でございます。

それから三番目は、環境整備資金でござりますが、環境整備資金の融資の対象といたします

ここに書いておりますように、診療施設、農事放送

施設、それから簡易水道の施設などに一応

政令上はする予定でござりますが、なお政令に、

農林大臣が定めるものといふように書きまして、

(注)のところにござりますように、農林大臣の指

定する施設といたしまして、託児所、それから集

会施設、研修施設などを指定する予定にいたしてお

ります。融資の条件といたしましては、償還期限

が二十年以内、据え置き期間が三年以内、それか

ら利率は七分以内とする予定でござります。

それから第四番目は、農林中金の貸し付けの関

係でござりますが、利子補給の契約をいたします

ので、その契約の内容なり手続を一、二として書

いてございます。一は、農林中金からそういう契

約の申し込み書を農林大臣に提出をしていただく

ので、その契約の内容なり手續を一、二として書

いてございます。二は、利子補給

金はそれぞれ契約に定めた期間ごとに農林中金か

らの請求により支払うということでございまし

て、農林中金との関係の手続規定を定める予定で

ございます。

以上が近代化資金助成法の関係でござります。

次は、農業信用基金協会法の一部改正に関連す

る事項でござります。

第一は、保険準備資金及び融資資金の經理の手

続を四つばかり書くという予定でござります。第

一は、保険準備資金と融資資金とは区分して經理

をするということ。第二番目は、事情によりまし

てそれぞれの資金を取りくす場合がございま

す。取りくすした後に起きまして利益金を生じた

場合に、その組み入れの順序でございまして、

順序といたしましては、保険準備資金にまず組み入れをいたしまして、残余があれば融資資金のほうに組み入れる。それから損失を埋めるための準備金の取りくずしは保険事業で生じた損失の補てんに優先的に充当される。それから第四番目に、ここに書いてありますように、損失を埋めるための資金の取りくずしは保険準備資金については保険事業の損失を埋めるため、それから融資資金については融資事業の損失を埋めるために行なうところです。それぞれ取りくずしの区分を規定する予定でございます。

それから第二番目の、農業信用保険協会の議決

それから、融資保険の保険料率は、先ほど申し上げました保証保険の保険料率と同一にする予定でござります。

○渡辺勲吉君 政令規定見込み事項は、もつぱら私、前半は近代化資金助成法について伺いましたで、それが終わったら引き続いて信用基金のほうを伺うことにしますから……。新たに設定されるいわゆる育成資金というもので植栽資金でありますか、果樹その他の永年性植物については七年据え置き、それを含めて償還期限十五年、利率は年六分以内ということになりますが、具体的に一、二例をとつて伺いますが、ミカンの場合はどういう程度の据え置き期間を考えておるのか。またリンゴについて七年を考えておると思うのですが、リンゴは一体何年据え置いて何年償還、ミカンの場合ははどういう程度を考えておるか、そういう点と、ついですからもう一つ、搾乳牛、繁殖用牛、種豚といふものが五年以内の償還、そのう

それから第三は、包括保険と賠償保険の区分の基準でございますが、現在のところは約五十万円程度で区分をしようといふ予定になつております。

それから第四番目は、保証保険の保険料率でございますが、一日について百万分の八程度ということで、年率にいたしますと約〇・三%程度ということになるわけでござります。

第五番目は、融資保険についての包括保険と選択保険の区分でござりますが、一件あたりの金額、これも約五十万円程度で区分をする。あるいはこの点につきましては若干保証保険とは事情が違いますので、この区分の金額につきましては差別を設けるのが適当ではなかろうかというふうなことを設けるのが適当ではないかといふふうなことを規定といたしておる次第でございまして、日下検討をいたしておる次第でございます。

それから第六は、融資保険の保険事故の要件である貸し付け金の延滞の期間は三ヶ月を経過したものについて発動をするというふうなことを規定する予定でござります。

○政府委員(森本修君) 種豚につきまして、大体同様に取り連んだらどうかと思つております。○渡辺勘吉君 私はどうも従来よりの経過から見まして、制度金融を受ける側の立場から見ると、その營農の実態とは非常にかけ離れた条件で

て十五年、七年というふうなことで規定をしたからどうかと思つておりますが、ただ、実際に貸し付けに当たられます農協におきまして、十分農家の経営の実態等についても触れておられるわけではありませんし、また多年、當農の指導等もやつて

か。この二点をまずお伺いをします。
○政府委員(森本修君) 現在のところは、お尋ねの果樹の償還期限及び据え置き期間は、償還期限を十五年、かんきつ、あるいはリンゴなどつきまして十五年、うち据え置き期間を七年というふうなことにしたいと思っております。
それから搾乳牛以下の家畜の関係につきましては、償還期限を五年、それから据え置き期間を二年ということで運用していくたらどうかと思っております。

定をすべきことは論を待たないのでありますけれども、ままそういう制度金融を機械的に、観念的に受け入れるような慣例もあるわけで、私はやはりそういう点からいへば、もう少し実態に即しながらの種目別の償還条件というものがあるのではないかという立場から伺つたつもりであります。内訳に違いがあるのかないのかといふ、その点はどうなんですか。

○政府委員(森本修君) 一応私どもの融資条件としましては、先ほど申し上げましたような最高限額度でもございまするので、いま果樹等につきましては、

それから、融資保険の保険料率は、先ほど申し上げました保証保険の保険料率と同一にする予定でございます。

概略でございますが、以上でございます。

○渡辺勲吉君 政令規定見込み事項は、もっぱら私、前半は近代化資金助成法について伺いまして、それが終わったら引き続いて信用基金のほうを伺うことにしますから……。新たに設定されるいわゆる育成資金というもので植栽資金であります。が、果樹その他の永年性植物については七年据え置き、それを含めて償還期限十五年、利率は年に六分以内ということであります。が、具体的に一、二例をとつて伺いますが、ミカンの場合はどういう程度の据え置き期間を考えておるのか。また、リンゴについて七年を考えておると思うのですが、リンゴは一体何年据え置いて何年償還、ミカンの場合ははどういう程度を考えておるか、そういう点と、ついでですからもう一つ、搾乳牛、繁殖用牛、種豚といふものが五年以内の償還、そのうちには二年の据え置きを見る。これはそれぞれの、搾乳牛の場合、あるいは繁殖用肉牛の場合、種豚の場合がこの範囲内でどういう程度の据え置きある。これは民間その他の資金よりは比較的有利な場合もあると思うのですが、私はこの限度といふものはあくまでも限度であって、実際はその営農実態によって適正に、これは金融機関の判断で香

おる団体でござりますから、そういうふうな面から見まして、現実の貸し付けの契約の際におきましては、それぞれ農家の実態に合つたよくなことで契約をしていただきくということで指導していきたい、そういうふうに思つておるわけであります。

○渡辺勘吉君 私、疑問に思ひますのはね、この育成資金、いわゆる運転資金が例示されて——例示じゃなくて、具体的に出されておるんです。[(1)の繁殖豚までは書かれておりますけれども、繁殖豚がある限りは、私は養豚、養鶏といふものも対象にすべきものだというふうに考えるわけです。もとよりこれは資金の回転等もありまして、同じ条件でなくともいいわけです。これはあくまでも一つのマキシマムの条件なわけであります。この繁殖豚まであって、なぜ養豚なり養鶏という、これは養豚も養鶏もあれでしょ、政府の言う選択的拡大のうちに入つてゐんでしような、鶏も。これはなぜ落ちてゐんでしょうか。

○政府委員（森本修君） 先般もちよとお答えを申し上げたかと思うんですが、今回融資対象の拡大ということで、新しく対象に加えてまいりました資金の考え方でございますが、一つは、近代化資金制度の従来からの方たてまえといいますか、性格からいきまして、固定的な投資の促進をはかつていくといったような観点がござります。そういうふうな観点からいたしまして、いわゆる生産家畜といったようなものがそれに該当するのではないかと、こういう考え方方が一つあるわけであります。それからもう一つは、御指摘がございました資金の回転、期間でございますが、ここに掲げましたものは、いわゆる中期的な運転資金ということで、育成をいたしますにも相当の期間、費用の投下が必要なわけであります。御指摘の養鶏なり養豚なりは、ある意味では一年以下の短期的な資金ということになつております。そういう点からいきまして、二点から、私どもとしましては、生産家畜についての中長期的な育成資金というものを今刷新しく対象にしたいということで、養鶏、養豚

等は将来の検討課題にいたしたいということあります。

○渡辺勘吉君 問題点をそういうふうに整理されでこちら出されたことは、経過としてはよく理解いたしますが、なお、それらの問題、生産家畜といち育成資金の回転の問題等も踏まえて、私はこれも前向きにひとつ検討して、検討するにもしかたがあるわけですから、やはり実際の農家の立場から言えども、おぼれる者はわらをもつかむといったよろあるように、できるだけ有利なやはり融資を得て、養豚あるいは養鶏を継続していきたいといふ意欲を持つていてる農家があるわけですから、検討してもらうように、これは要請をいたしておきます。

それから、この政令規定見込事項の第三の、環境整備資金であります、これはきのう北條委員も指摘したとおり、私もここに並べてある、農林大臣の定める診療施設、農事放送、簡易水道、その他託児施設なり、集会、研修施設といふものの融資対象は、きわめて、この近代化資金の資金効率からいっても、また、金融政策の上からいっても至当だと思うのでありますけれども、これは一体まあ出たところを一つ受けるというようなことではならぬと思うので、北條委員もそういう意見をきのうも出しておつたのであります、おおよそ四十一年度のこの般の環境整備資金については何億ぐらいを見込んでおるか。その内訳はいいですよ。研修は幾らとか、あるいは託児施設は幾らといら、そういうことまで私は聞こうべきものだ。そこには一体どういう程度で政府のやう心がまさに、國民の受け方を違う。やつてみたがどうもこれはなかなか済いぞといふふうなことを設定するについては、おおよそ一つの全體の資金量の中で、ワクの腹がまだはあるべきものだ。そこには一体どういう程度で政府のやう心がまさに、國民の受け方を違う。受け取り方もあるし、そこには一体どちら辺にこれは理解してかかればいいか。

○政府委員(森本修君) まあ御案内のように、資金需要の把握というのはそり正確にならぬといふことがあります。

金需要の把握といふのはそり正確にならぬといふことがあります。特にこういう資金につきましては、おそらく部落なり、村なりで多數相談をされて設立の計画を立てられるといったようないふともございましょうから、正確な見込みといふのはなかなかいまのところは立てにくいのでございますが、およそ私どもが現在考えておりますところでは、あるいは六十億、七十億程度、こういったものに資金が充当されるのではないか。もちろん御指摘がございましたように、資金量もかなりゆとりがございますから、その運用につきましては弾力的に扱いたいと思いますので、それ以上での融資の申し込みがありましても、できるだけ貸し出しを促進していく、そういうふうな心がまえて運用してまいりたいと思います。

○渡辺勘吉君 じや、ついでですか、育成資金についてほどの程度の腹がまえを持っていりますか。

○政府委員(森本修君) 育成資金につきましても、大体五、六十億、あるいは多ければ七、八十億くらいといふふうに想定をいたしております。

○渡辺勘吉君 それでは次に進みますが、中央金庫にも直接利子補給の対象がうたわれているわけではありませんが、これをただ表面から見れば県信連

内部問題、そういう綱の中の交通整理がまた混乱するよなことがあつてはいかぬので、それは一

体政府としてはどういうふうな行政指導をもつて

○政府委員(森本修君) 農林中金に対しまして、国が直接利子補給をするように考えましたのは、あくまでも補完的な作用を農林中金としてはしていいということで、借り受けた者が信連なり、あ

りで、実は今回加えたわけでござります。そりい

う趣旨からいたしますと、私どもが系統内部に指導いたします場合には、直接中金に借り受けの申し込みがございましても、中金のほうで、一応それをされて設立の計画を立てられるといったよう

なことなどございましょうから、正確な見込みといふのはなかなかいまのところは立てにくいのでござりますが、およそ私どもが現在考えておりますところでは、あるいは六十億、七十億程度、こう

いたものに資金が充当されるのではないか。も

ちろん御指摘がございましたように、資金量もか

なりゆとりがございますから、その運用につきま

しては弾力的に扱いたいと思いますので、それ以

上での融資の申し込みがありましても、できるだけ貸し出しを促進していく、そういうふうな心がまえて運用してまいりたいと思つております。

○渡辺勘吉君 了解しました。

今度、従来の近代化資金の金利を五厘ダウンし

たようであります。共同利用施設は従来七分五厘

であつたものが七分、あるいは個人施設が六分五

厘のものが六分、末端の基準金利を九分といふふ

うに予定をしておるようであります、私は、環

境整備資金も、あるいは果樹、畜産の育成資金も、

その必要性は非常に高いものがあると思うので

す。六十億とか八十億とかいうけちななものじゃな

い、もとこれは巨額な要請があると思うのであ

りますが、それがなぜ政府が考へておるようになります。六十億とか八十億とかいうけちなものを、五厘下げるけれども、個人施設が六分である、あるいは五厘下げるけれども、共同利用施設が七分であるといふふうに想定をいたしております。しかしながら、総務省としては、共同利用施設が七分と

としたその積算の根拠が、それぞれの一つの経営計算、原価計算の上から、納得するような結論で出たものであれば、その内容を全体として了承するにやぶさかではありませんが、一体、ここで共同利用施設を七分にする、あるいは個人施設を六分にするというその基準金利といふものは、どう

いう一つの積算によつて出たものか、その内容

が納得ができるれば私はけつこうだと、賛同するに

ます。まあそういう点につきましては、大局的に判断をいたしまして、できるだけ金利を引き下

げていくということで漸次努力をしてきたわけで

あります。で、現在のといいますか、これからや

ろうとしております金利の水準につきまして、あるいはまだそれでは高過ぎるといふふうな批判

で登場した——近代化ですから、名前は——と

いうものである限りは、その内容が実態に沿う

ようなものであるかどうか。たとえば共同利用施

設でも公庫資金の場合は、建物については六分五

厘といふものが出ておる。そういうものと比べて

近代化資金の七分といふのが適正なのか、何か外

からそういう比較をしてまだ高いのじやないかと

いう気持ちで質問しておるわけです。いや、そ

うじやないのだといふ納得するような説明があれば

けつこうであります。その点はどうですか。

○政府委員(森本修君) 近代化資金の金利につきましては、農家なり施設をつくりますところの方

の負担の軽減あるいは經營の安定といったような

角度からなるべく金利を適正な、かつまた低い水

準に押えていくということは、私どももかねてか

ら願望をしてきたところでござります。従来にお

きましても、出発当初七分五厘といつたようなこ

ろから六分五厘、今回六分といふふうなことで漸

次引き下げをしてまいりましたのも実はそういう

願望から出でるわけでござります。ただ、御指摘

のようすに、それぞれの農家あるいは施設をつくります協同組合の経済計算といつたようなものに基づきまして金利といふものはあるいはつくるべき

ものというふうにも思つてありますけれども、そういう計算をもとにいたしました経営そのものが、御案内のように、かなり複雑多岐でござります

し、また、客観的な情勢によつての経営収支といふものはかなり変化をするといつたようなことを考えますといふと、なかなか理論どおりそういうた計算がしにくといふふうな面もござります。したがいまして、私どもとしましては、抽象的に

考えますといふと、なかなか理論どおりそういうた計算を出すべきであるかといふふうな面もござります。まあそういう点につきましては、大局的に

はいま御指摘になりましたようなることであるいはます。で、現在のといいますか、これからや

ろうとしております金利の水準につきまして、あるいはまだそれでは高過ぎるといふふうな批判

はあり得ると思ひますけれども、近代化資金が系統の原資を使つておるといったようなこと、また、國なり県なりの財政負担にもそれそれ限度があるといふうな点から考えまして、とりあえず五厘下げて四十一年度は出発いたしたい。なお十分そりいしたことにつきまして検討を深めまして、将来できるだけ金利の軽減につとめていきたいといふうのが率直な私どもの考え方でございます。

○渡辺勘吉君 答弁を返すよりですけれども、もとよりこれは農協内部に蓄積した資金の運用でありますから、その点はまあ承知の上で意見をまじえた質問をしておるわけであります。答弁の第二点は、政府の財政負担にも限界があるということではありますが、まさか近代化資金にあと五厘ないしは一分を出しかねるような政府の財政事情でもなかろうと思います。少なくとも農業の所得格差が一そう拡大しておるという、白書でも政府みずから認めざるを得ない事態を考えれば、これは大臣、ひとつ大臣の立場で、もう少しこの事務当局の考え方というものを、大所高所からこれを新しく、四十二年度からは少なくともつとこれが魅力ある一つの制度にしていくことが、私はその金利の一分五厘といふものが非常に大きくなっているのです。これは大臣のひとつ見解を伺つておかなきやならない、どうなんですか。

○国務大臣(坂田英一君) この問題は非常に大切な点でございまするので、今後ともこれは十分前向きで検討いたしたいと思ひます。

○渡辺勘吉君 大臣はいつも前向いておるから前向きなことはけつこうであります。ぜひとも、私ほんとうを言えども、四十一年度から新たなるこという資金が発足する場合にこそ前向きが具体的な点でございまするので、今後ともこれは十分前向きで検討いたしたいと思ひます。

○渡辺勘吉君 答弁を返すよりですけれども、もとよりこれは農協内部に蓄積した資金の運用でありますから、その点はまあ承知の上で意見をまじえた質問をしておるわけであります。答弁の第二点は、政府の財政負担にも限界があるということではありますが、まさか近代化資金にあと五厘ないしは一分を出しかねるような政府の財政事情でもなかろうと思います。少なくとも農業の所得格差が一そう拡大しておるという、白書でも政府みずから認めざるを得ない事態を考えれば、これは大臣、ひとつ大臣の立場で、もう少しこの事務当局の考え方というものを、大所高所からこれを新しく、四十二年度からは少なくともつとこれが魅力ある一つの制度にしていくことが、私はその金利の一分五厘といふものが非常に大きくなっているのです。これは大臣のひとつ見解を伺つておかなきやならない、どうなんですか。

○国務大臣(坂田英一君) この問題は非常に大切な点でございまするので、今後ともこれは十分前向きで検討いたしたいと思ひます。

少なくともこれらが金利の低下の傾向を一そら促進する意味でも積算の根拠というものがなければ、ないでもこれはやむを得ませんから、もつと金利の低下をひとつ四十二年度には実施するといふ決意で望んでもらいたいと思うのであります。四十二年度まではまだ間がありますからそれを強く要望しております。従来の傾向からいって金利が多少下がつたことは、それなりにわかるのであります。五号資金なり、六号資金、耕地防風林の造成資金あるいは小土地改良資金、これは防風林の造成資金は五分五厘が据え置きであります。まああまりこれは用途もないうふうでありますから、ないからといって、いま言うようにこれを据え置くという理由はないはずであります。小土地改良にいたしましても、これは五分に据え置いていいという理由にはならない、やはりこれも以下同文で五厘ぐらゐ下げてこれはスタートしてもらいたかったのであります。特に私は考えますには、小土地改良には、これは農道等も入つてると理解するのであります。が、私もヨーロッパへ行つて見てきた一人でありますけれども、歐州の農道はことごとくこれは舗装された農道である。わが国でも逐次機械化が浸透して、この農道が舗装されるものであることが望ましい。しかしながら、五分といふ金利ではこれまでに、なぜこれを据え置いたのか、これは一体どういふことになるのですか。

○政府委員(森本修君) 小土地改良等の金利でございますが、これは御案内のように、近代化資金制度が始まります前に、すでに改良資金の施設資金の関係でやつておりますが、それを近代化資金に對してあり得るわけであります。たとえば機耕栽培あるいは水耕栽培、あるいはシイタケ栽培、シイタケの場合は当然対象はビニールハウスなり、あるいはホダがありますけれども、シイタケは対象になつてない。これは菌を植えたホダを買うわけではなくて、農家はそれをホダを買ひ、菌を買ひ、ビニールハウスを建てる、一貫したものはそういうシイタケ菌は対象からははずされている、そういうこれは全国的に普遍的なものではないであります。あるいは一件単独の要求のものもあるかも知れない、そういう機耕栽培とかそういうものを近代化資金の対象にする道もございまして、他のものとは多少扱いを異にします。

少なくともこれらが金利の低下の傾向を一そら促進する意味でも積算の根拠というものがなければ、ないでもこれはやむを得ませんから、もつと金利の低下をひとつ四十二年度には実施するといふ決意で望んでもらいたいと思うのであります。四十二年度まではまだ間がありますからそれを強く要望しております。従来の傾向からいって金利が多少下がつたことは、それなりにわかるのであります。五号資金なり、六号資金、耕地防風林の造成資金は五分五厘が据え置きであります。まああまりこれは用途もないうふうでありますから、ないからといって、いま言うようにこれを据え置くという理由はないはずであります。小土地改良にいたしましても、これは五分に据え置いていいという理由にはならない、やはりこれも以下同文で五厘ぐらゐ下げてこれはスタートしてもらいたかったのであります。特に私は考えますには、小土地改良には、これは農道等も入つてると理解するのであります。が、私もヨーロッパへ行つて見てきた一人でありますけれども、歐州の農道はことごとくこれは舗装された農道である。わが国でも逐次機械化が浸透して、この農道が舗装されるものであることが望ましい。しかしながら、五分といふ金利ではこれまでに、なぜこれを据え置いたのか、これは一体どういふことになるのですか。

○政府委員(森本修君) 小土地改良等の金利でございますが、これは御案内のように、近代化資金制度が始まります前に、すでに改良資金の施設資金の関係でやつておりますが、それを近代化資金に對してあり得るわけであります。たとえば機耕栽培あるいは水耕栽培、あるいはシイタケ栽培、シイタケの場合は当然対象はビニールハウスなり、あるいはホダがありますけれども、シイタケは対象になつてない。これは菌を植えたホダを買ひ、菌を買ひ、ビニールハウスを建てる、一貫したものはそういうシイタケ菌は対象からははずされている、そういうこれは全国的に普遍的なものではないであります。あるいは一件単独の要求のものもあるかも知れない、そういう機耕栽培とかそういうものを近代化資金の対象にする道は、私は七号資金として、農林大臣の指定する資

てきたといつたよな關係がござります。今回の改正にあたりましたのも、御指摘のように、あるいは他のものと同様の扱いをするほんらいいかなどと、いろいろで検討はいたしましたが、何ぶんにも御案内のように、利用をいたしておりました額がきわめて少額だといつたようなこともござりますし、また公庫資金等も利用されておるといいます。金の対象とする御意思があるでしょうか。どうぞ

○政府委員(森本修君) 御指摘がございました礫栽培あるいは水耕栽培等の管理用の施設等につきましては、現在すでに農作物育成管理用施設といふふうな資金の種類がございまして、その項目等があれば、適正なまた内容であると確認された場合は、七号資金としてそれらの種類を近代化資金の対象とする御意思があるでしょうか。どうぞ

○渡辺勘吉君 一号ですか。

○政府委員(森本修君) 一号ですね。なおそれ以外にも種々希望があればどういうふうにするかとしましては、いろいろ資金種類をそろ厳密に限定をしようというつもりはございません。もし現在の資金種類で読めないといふふうなものが出てまいりまして、どうしてもそういうものについて貸し出しの対象にしたほうがよろしいといふふうな事情が出てまいりますれば、できるだけ、手続きの関係はともかくいたしまして、資金種類の対象に加えて農家の要請にこたえていきたい、こういうふうに思つております。

○渡辺勘吉君 それでは次に、農業信用基金協会法の一部を改正する法律案に入つて若干のお尋ねをいたしたいと思います。

ちようだいいたしました資料を見ますと、信用基金が発足をしてから三十六年度に保証依存率と

いうものが五二・六九といふものが出ておりますね。それから三十七年度は五七・五九、三十八年

度は六〇・五九、三十九年度は六〇・九九、四十

年は見込みでございますが、この保証依存率が

どの程度なのか、見込みでおわかりなら、それをあわせて伺いたいのであります。この三十六年か

らの保証依存率の傾向といふものを見ますと、依

然としてこのパーセンテージは低位に推移しておると理解せざるを得ないのであります。この原因は那辺にあるのか、どういうふうに政府ではこの依存率の低さというものを理解されておるのか、この理解の上に立って新たな保険協会の構想が出てきたのかも知れませんが、まず冒頭に、この保証依存率がわれわれとしては低過ぎるんじやないかといふ受け取り方をするのであります。それがどういう理由によると政府は分析しておられるのか、それをまずお伺いをいたしたいわけです。

○政府委員(森本修君) 保証依存率の推移でございますが、先ほど言わされましたような推移をたどつたようでございます。四十年度の見込みでござりますが、大体私どもとしましては、趨勢的に若干ずつ依存率が上昇しておりますから、ほぼ三十九年度程度か、あるいはそれを上回るようなことで推移するのではないか、こういふふうに思つておるわけです。正確なところはちょっと実績が判明いたしませんとこれはわかりません。保証依存度がこういふうな推移をたどつてまいった原因でございますが、何といましても、保証におけるかけないかといふうなことは、まず第一には、資金の貸し付けをいたしましたもの、それから、借り受けをいたしますものの間の取り扱いによるところでございます。ただ、それにしても低過ぎるのではないか、こういうお話をあらうと思ひます。御案内のように、こういった資金の供給の指導、あるいは保証の指導をしております関係者、県なり、あるいは農業関係団体なりといったような方々の間にも、県により地方により、それぞれこういふうの取り扱いについての考え方があります。また、各県の基金協会の活動の状況を見ましても、御案内のように、この制度が発足をいたしました前から、財團法人等の形で存在をいたしておりました保証協会を引き継いで基金協会といったようなものに改組をしたわけでござりますので、従来からの運営の経緯と、あるいはそいつたも

のの慣性といふものもあるうかと思います。そういうことで、一口に言いますと、こういう制度を取扱うとき、いろいろな問題といつたようなものも、これに対して大きく影響をしているのではないか。端的にいいますと、御案内のように、保証をいたしまして、債務が返済できないという場合には、基金協会が債務者にかかります。債務をしなければならない。代位弁済をいたしますが、おおよそ二つの理由で説明があつたわけであります。その制度自体は、これはその内容にわざとこれからお伺いをいたしますから、これは制度的な問題といつたしまして、一つは、基金協会のいままでの制度的なあり方といつたようなものも、これに対して大きくなっています。一方の差といふものも、各県に反映をしてきていました。そういうふうなこともあります。なおいか。端的にいいますと、御案内のように、保証をいたしまして、債務が返済できないという場合には、基金協会が債務者にかかります。債務をしなければならない。代位弁済をいたしますが、おおよそ二つの理由で説明があつたわけであります。その制度自体は、これはその内容にわざとこれからお伺いをいたしますから、これは制度的な問題といつたしまして、一つは、基金協会のいままでの制度的なあり方といつたようなものも、これに対して大きくなっています。一方の差といふものも、各県に反映をしてきました。そういうふうなこともあります。なお

○渡辺勘吉君 この保証依存率の低さというものは、各県共通に指摘されるのか。非常にこ

の目的に沿つて、基金協会自身もさることながら、関係者が十分これを消化しておるという基金と、しかるがるものと一応分類すると、どういふうな実態になつてゐるでしょう、全国の都道府県段階で。

○政府委員(森本修君) 保証に対するやり方が各県同様であるが、あるいは県別に差があるかといふようにお尋ねであろうと思いますが、資料を見ていますと、各県のいわゆる保証依存率といふものは、必ずしも一様ではございません。高いものは九〇%以上に至つておる県もござりますし、あるいは低いものは三〇%内外といったようなものもござります。そういうふうな点から見てまいりますと、各県一様に六〇%程度といふふうな形にはなつていないうなります。ただ、そういういた割合の推移を見てまいりますと、若干平均が上がってまいりますことで推測いただけると思つております。そういう点から、できるだけ私どもといたしましては、制度的な不備によりまして保証を済むといふ点について、今回制度を改正して完備をしていきたいといふうに思つております。そういうことから、御審議をしていくよろしく、私どもとしても指導をしていきたいといふことです。そこで、まず信用保証についての保証制度、また融資制度といふうなものを整えまして、制度的ないふうな不備から保証に対して消極的になるものをできるだけ補強をいたしたいといふのが、今回の改正の主眼目でございます。そういう制度的な点を補いますと同時に、そういう制度的ないふうな状況になつております。

○渡辺勘吉君 平均した依存率の中には、高いものがつておる部分との割合はどんなん割合になつてお

た実績を三十九年度について申し上げますと、三〇%以下の県が四県ございます。それから、三〇%から五〇%の県が七県ございます。それから、五〇%から七〇%までの県が十二県、それから七〇%から九〇%までが二〇県、九〇%以上が三県、こういふうな分布になつております。

○渡辺勘吉君 今度の法律改正の中に、新たに保険制度といふものが設けられるということになります。この保険制度を新設することによって、従来の基金協会の保証能力にどういつの反映を

するに考えておられるのか、また、その保険制度の併設を効果的にはどう測定しておられるのですか。

○政府委員(森本修君) 今回の保証制度の改正は二面ございまして、先ほど申し上げたわけであります。一つは、保険の仕組みによりまして、各県が保証し、代位弁済をするリスクを軽減していくという面と、それからそりいつた代弁をいたしますために必要な資金を貸し付けることによりまして、直ちに代位弁済によつて、従来積んでおりましたところの各信用基金協会の基金が減耗しないといふうなことに実はなるわけでございます。

そういう点からいきますと、計数的に一体どの程度上がつてくるか、保証の依存度なり、あるいはその他の保証活動がどの程度上がつてくるかといふことは、これはなかなか端的に測定することはむずかしいといふうに思ひますけれども、先ほど申し上げましたように、従来保証を済り、あるいは代弁を済つておつた要素に、かなり基金の減耗をおそれるという要素があつたのではないかといふふうに思つております。そういう点からみますと、保険によりまして、代位弁済をする際に、かかる部分についても、融資をいたしまして、その金でもつとりあえず代位弁済ができるといふうな形になるわけありますから、基金の減耗を

るという面は、理論的にいいますれば、かなり改善になつてくるものと、そういうふうに私どもは考へておるわけでござります。

○渡辺勲吉君 いずれこれは具体的な内容に触れてお尋ねをすれば、もう少し私も理解がはつきりできると思いますので、逐次具体的にその保険制度の内容にわたつてお尋ねをいたしますが、その前に、近代化資金も三十六年からですか、実行しまつて、償還期に入つておられるわけです。できれば三十九年度の延滞の実態はどうなのか、この基金協会の扱つておる、それが資金種類別に、借り受け主体別にわかれれば、その内容でひとつ延滞の内容といふものを報告を願いたい。この延滞の部分といふものは、約定の何名に相当しているのか、さらに、この延滞の中で、代位弁済の見込み額といふものがあるわけであります。それが一体どのくらいを見込んでおられるのか、まずそら辺をひどつ伺いたいのであります。

○政府委員(森本修君) 延滞の状況でござりますが、私たちが手元にもつております資料によりますれば、三十七年度、三十八年度に償還期に達しました資金について調べておりますが、そういう資金の関係につきましては、償還期を過ぎまして一年を経過してなお償還がされていない、つまり延滞になつておりますのは、約定償還額に対する比率でもつて申し上げますと、兩年度を平均をいたしますと三百九程度といふことになつております。なお、そのうち代位弁済の見込み額といふものは、ちょっとこれに即して計算を持っておりませんので、よくわからないのであります。代位弁済の実績を申し上げますと、代位弁済が若干おくれて出でくると思いますが、実績によりますと、代位弁済は三十八年度はわりあい少なくして、約三百三十万円、三十九年度が一千百万円といふふうな調査が出ております。なお、延滞の要因は何だというお話をございますが、延滞になりました要因は、おそらくそれぞれの借り入れ者に

よつていろいろなものがあると思います。あるいは災害等不慮の事故によりまして借り入れました額が返らないといつたようなものもあるかと思いま

すし、あるいはまた、よくわかりませんけれども、經營をやつてしまいまして、いろんな諸条件が変化をして、予定どおり借り金が返らないといったようなものもあるかと思います。要因別に、さわめて一般的なことを申し上げて恐縮であります。が、大体そういうふうな原因が多いのではないかと、そういうふうに考えております。

○渡辺勲吉君 何だかわかつたようなわからないようないふうな実態ですが、それ以上の資料がなければ、どうも聞いてもこれぬかにくいで、しようがないと思つておられる方へおらぬのですか。こんなおおもわざをつかんでおらぬのですか。たとえば三十一年から償還期に入る。これが一年経過して、いまだその調査時点未収部分が約定の三%である。その代位弁済が翌年で三百三十万といふことが大体出てくると思うのですが、これは基金協会が大体現実に即した、生きた金融を制度の上でやつしていくためには、これらの事故発生の原因の究明なしには前向きな具体的な施策は生まれてこないと思うのです。したがつて、繁雑であつてもそれは必要な作業ではなかろうかといふふうに思ひながらです。期待するそういうものがあるのではなくいかと思つて聞いたので、まあなかなかないようだから、したがつて、現状といふものに必ずしもマッチしないと、こう言われても強弁できません。政府は。だとすれば、私が先ほど言つたように、融資条件のより以上の実態に即した緩和といふものが必要になつてくるわけです。

○政府委員(森本修君) 実はただいま申し上げました計算も各基金協会から報告を聴取いたしました結果の数字でござります。もちろん、それぞれこういった延滞なり、あるいは代位弁済は、一件ごとやつておるわけでありますから、詳細に単協までさかのぼりまして、一体どういった事情で何

易に流れます。さらにこれに信用保険制度を制度的にパックアップしても、そういう安易感といふものは私は払拭しなければならぬと思うから、そういう点を実は伺いたがつたわけであります。近代化資金が延滞したことによって、融資機関の、たゞよつと分析をいたしました資料がございませんので、さわめて一般的なことを申し上げて恐縮でありますけれども、なぜ要因まで掌握しないかといふことをお尋ねするゆえんは、それには必ず原因があるわけです。その原因の究明の中に、私は融資条件といふものがあると思うのです。だから、こういう近代化資金が制度金融として登場したからには、いろいろ経験も必要でしょう。その経験の中でも、そういうふうなケースがあるということはありますけれども、なぜ要因まで掌握しないかといふことをお尋ねするゆえんは、それには必ず原因があるわけです。その原因の究明の中に、私は融資条件といふものがあると思うのです。だから、こういう近代化資金が制度金融として登場したからには、いろいろ経験も必要でしょう。その経験の中でも、そういうふうなケースがあるということはあります。

○政府委員(森本修君) 組織的に実はそういうものがどれだけあるかといふことを網羅して調べた計算はございませんけれども、私どもが地方へ参りましても、あるいは担当者が地方へ参りまして、そういうふうなケースがあるということはあります。そこで、どうなんですか。

○渡辺勲吉君 それはお尋ねするゆえんは、それには必ず原因があるわけです。その原因の究明なしには前向きな具体的な施策は生まれてこないと思うのです。したがつて、繁雑であつてもそれは必要な作業ではなかろうかといふふうに思ひながらです。期待するそういうものがあるのではなくいかと思つて聞いたので、まあなかなかないようだから、したがつて、現状といふものに必ずしもマッチしないと、こう言われても強弁できません。政府は。だとすれば、私が先ほど言つたように、融資条件のより以上の実態に即した緩和といふものが必要になつてくるわけです。

○政府委員(森本修君) そういうケーズがあるとすれば、なおそれを踏まえたやつぱり実態の認識といふものがなければ、非常に問題がさらに残るといふことがあります。そこで、この際明確にして指摘をしておきます。

時局がありまぜんから次に進みますが、新しくこの際設定されんとするこの信用保険協会、この組織は一体どういう仕組みなのか。この保険協会の財政規模は、政府出資あるいは農林中金出資あるいは地方の基金協会の出資等で構成されるでしょうが、それによつてどういう運営が考えられ、事業計画が四十一年度はどういう内容になるのか。それから協会の役員の構成は一体どういうふうに考えておるのか、そら辺を少し詳しく説明してください。

○政府委員(森本修君) 保険協会の組織、財務等の点でござりますが、保険協会は、御説明を申し上げておりますように、会員としましては、各県にありますところの基金協会とそれから中央の農林中金が会員になるということであります。役員等の構成であります。役員は四名程度といふふうに考えております。なお、事務的なスタッフ等につきましても現在検討をいたしておりますが、役員合併をさせて三十名強といつたようなことで、こういう団体でありますから、できるだけ経

それに対しまして今回から保証料を徴収するといつたような点、あるいは資産の運用の収入が見込まれるというふうなことで計算をしてまいりましたと、現在の額よりも二十四、五億新しくよそから出資を必要とする。こういうふうな見込みになつてござります。それに必要な国の出資補助につきましては、もちろん各年度を追いまして基金

協会に対する補助額を計上して出資をふやしていくべきだという説は捨てないわけであります。

○渡辺勲吉君 四十五年度は百四十億を目指するわけですか、ちょっと聞き漏らしたのですが。

○政府委員(森本修君) 目途という表現が適當かどうかわかりませんけれども、私どもが一定の前提を置きましてどの程度基金の必要額が各年次別に出てくるだらうかという、まあ一種の試算を申し上げたわけであります。もちろんその試算は、先ほども申し上げましたように、百四十億といふことになると、百四十億といふのは、現在すでに積んでおりますところの基金の額はその内訳でありますので、ネット増加になりますのは、その内訳を引いた四十数億ということになるわけであります。もちろんそれは試算でありますから、その実情がそれと違つてくれば、もちろんその事態に応じて出資の補助をするということには変わりはございません。

○渡辺勲吉君 それはまあ見方の問題であります。基金協会が発足する當時から逐年この保証金額が増大することが見込まれた結果、百五十億といふことになります。で、これは繰り返すようではありますけれども、常時百五十億が必要なじやなくて、その時期、時期によつてそれだけのマキシマムがなければ完全にこの基金協会の保証能力といふものをフルに發揮できない。常時はまあ余裕のある限度であることをからけば、百五十億といふものを私はまあ期待しておつたわけであります。

これはいすれ事態の推移によつて動き得る数字でありますという答弁でありますから、必ずしも四十五年百四十億にこれは固定的に考えていいないようでもありますから、百五十億といふことを見込みで四十五年度予算是積算をいたしておるわけであります。

○渡辺勲吉君 もう一回聞きますが、収入見込み額の二十四億、というのはどういう内容ですか。

ありますから、これを彈力的に見ると、ということに理解をいたします。私は百五十億を目指して考へるべきだと、いう説は捨てないわけであります。

そうしますと、約百億程度の現状に対しても、とりえず四十一年度からはどのくらいを政府の県に対する協会出資補助として見込んでおられるのか。

○政府委員(森本修君) 四十一年度の予算では、我が基金協会に対しまして補助する額として二億円計上いたしております。それは四分の一の補助でありますから、末端におきましては八億程度積み増しをするというような見込みになつております。

○渡辺勲吉君 国が四分の一を出しますから、県が二億に対しても二億を出し、民間が四億出し、八億、これが四十一年度のネットの増加額ですね、この八億を何年くらい継続する予定ですか。

○政府委員(森本修君) ちょっと私先ほど試算を申し上げましたときに多少数字に誤まりがあつたたままで積み立てられていくわけでありますので、単年間の収入だけを見ますと、保証料収入が約三億三千万円、それから資産運用収入が約一千億であります。一方、運営を行ないます上の経費が要るわけであります。それが約七億九千万円程度でございます。そういうふうに毎年出ます収入と経費を差引きまして最後の金が基金の繰り入れ可能額になるわけでございます。その基金繰り入れ可能額の累計が四十五年におきまして二十四億程度あるものといふように見込んでおりまます。したがいまして、百四十億基金の必要額が出てまいります。

それに対しまして、先ほど申しましたような収入の見込みもござりますので、収入の見込みが二十四億程度あるものといふように見込んでおりまます。したがいまして、新しく県なり國なり、あるいは民間の各団体から積み増しを要する分が二億といふふうに考えておるわけであります。で、それに対しまして、先ほど申し上げましたように、四十一年度の予算で、予算ベースでまいりますと八億積まれるということになるわけであります。

○渡辺勲吉君 農林大臣が四時二十五分でよそへ行かれるという約束がありますので、私は農業信用基金の質問はちょっと中止して、農林大臣が所管しておる他の信用基金——大臣は全部掌握しておるわけでございます。

○渡辺勲吉君 農林大臣が四時二十五分でよそへ行かれるわけだから、林業信用基金を一つの例にとつて、このアンバランスをひとつ是正する方向で、大臣のお得意の、前向きの答弁を期待しつつお尋ねしたいと思うのであります。

林業信用基金は、御承知のように、三十八年十ヶ月に設立されたのであります。私が知つてゐる限りでは、発足以来の保証額は百四十四億、融資額としては百八十億と称されております。しか

し、他方、出資しながら利用していない出資者も少なくはない。これらの出資者をはじめとして御道府県なり融資機関等関係者から、もつと信用基準を高めることを試算いたしましたと、先ほど申し上げます。

四十一年度から四十五年度を見通しまして基金必要残高というものを試算いたしましたと、先ほど申し上げましたように、百四十億に相なるわけでございますが、一方、保証料収入でありますとか、それから資産運用収入、これは四十億を保険協会が各地方の基金協会に低利で貸し付けて、それを運用するという等の資産運用収益をみますと、漸次、それが四十一年から四十五年までにわたりまして積み立てられていくわけでありますので、単年間の収入だけを見ますと、保証料収入が約三億三千万円、それから資産運用収入が約一千億であります。一方、運営を行ないます上の経費が要るわけであります。それが約七億九千万円程度でございます。そういうふうに毎年出ます収入と経費を差引きまして最後の金が基金の繰り入れ可能額になるわけでございます。その基金繰り入れ可能額の累計が四十五年におきまして二十四億になるわけでございます。したがいまして、先ほど申しました百四十億のうち百億はすでに造成されておりますので、四十億から毎年にわたつて累積されました基金運用可能額二十四億を引きますと、資金造成必要額は十六億といふことに相なるわけでございます。

○渡辺勲吉君 農林大臣が四時二十五分でよそへ行かれるという約束がありますので、私は農業信用基金の質問はちょっと中止して、農林大臣が所管しておる他の信用基金——大臣は全部掌握しておられるわけでございます。

第一点は、保証の範囲が林業信用基金の場合は八割にとどまつております。農業信用は四十一年度から十割保証ということになつておる。農業と林業と比べた場合に、林業のほうは農業よりもさらに信用力が低いということは、大臣も承知のことです。あわせて国会に法律の改正を出す必要もないことで、要するに林業信用基金の業務方法書を改正すれば足りる問題である。農林大臣が中心になつて大蔵大臣と折衝して、これを解決しようともう意欲さえあれば、現行八割保証といふものが十割保証ができる問題である。なぜそういうことをこの際に申し上げるかといえば、結局、融資機関は八割保証といふことのために融資にきわめて消極的であるといふことです。したがつて、保証の範囲を十割に上げることは、林業者の要請にこたえて融資機関も積極的に融資するといふことになるわけであります。しかし農業の場合には、これに加うるに信用保険協会まで設置して万全を期そうとするこの法案の審議の際に、私はこの林業信用基金の制度をもつと魅力あるものにして、受益者にも融資機関にも前向きに対応できるような道を開く大事な時期にきているのじやないかと思うのです。この点は大臣も十分御承知のこととでありますから、農業だけにこういいう日の当たるような制度をやることはたいへん心苦しく感じておられると思うので、林野庁も全部総括している最高責任者農林大臣として、林業信用基金に対して業務方法書を改定して、四月一日からおそまきながら十割保証の線に踏み切る、こういう決意のほどを伺えば、まず質問の第一点はこれで終わるわけです。ただ、やると言つていただければ

それでいいのです。

○國務大臣(坂田英一君) これらの問題はごともつともの点でございまして、実は自下事務当局にこの点を検討されておるのでございますが、いろいろ問題もありますので、今後特に積極的に検討をいたしたい、かように存じております。

それから保証制度及び再保証制度との関連もありますので、なお、これらの点についても検討を申し上げたい、かように考えております。

○渡辺勘吉君 問題もあるというはどういうことですか。アンバランスという問題があるだけですか。それをバランスとするということにすれば問題は解消するのじやないですか。事務当局の折衝をこえて、これは農林大臣として善処をするぐらいのことをやらぬとこの法律が泣くんじゃないですか。一そく跛行的になるでしょう、この保証制度が。農業だけは十割保証も当然やるし、信用保険制度もこれに加えて万全の保証措置をとるのだ。林業は八割の保証の現状でいいのだといふことは、まさか大臣はお考へでないでしよう。

○國務大臣(坂田英一君)

問題があるといつて、特別に問題があるわけではありません。ほかの制度との関連もありますので、積極的に検討を進めます。

○渡辺勘吉君 他の制度との関係があるから、四時二十五分までになくなるといふから、中断して伺っているわけです。他の制度とは農業信用基金制度でしょ。農業信用基金制度は基金協会が十割を保証するのですよ。その上に保険制度をこれからやらうという法律を出しておられるのをしょ、大臣は。他の制度とはこういう制度を言ふんでしよう。しかも、実態は農業よりも林業從事者の信用力といふものはさらに低いんです。だからこれは何も法律で国会へ出す必要もない、業務方法書を大臣が決意をして関係方面と折衝すればできるととですから、十分検討して善処をすることくらいなことばはここで出してもらわぬと私は引つ込みがつかぬですよ。

○國務大臣(坂田英一君) どうも私のことばが足らなかつたが、あるいは通つなかつたか知りませんが、積極的にその点は善処するべくすでに検討を加えておるわけでござりまするから、その点が十分徹底しなかつたのであらうかと思ひますが、そのつもりでありますから御了承願います。

○渡辺勘吉君 次の問題でございますが、これは施行令を直さなければならぬのであります。林業者の設備資金を保証の対象にすることについで、これも前向きに検討して善処してもらいたいわけであります。御承知のように、チエーンソーなり、あるいは集材機なり製材機等の購入に必要な資金が保証の対象からはずれているわけです。そのためにつかくこの林業信用基金が活用されていらない、むだに出資をしておるという事態が生じるわけであります。この林業関係者の設備資金を保証にするということは、これは当然施行令を改正して対処してもらわなければならぬ問題の一つであります。この点の大臣の腹がまえはどうでありますか。

○國務大臣(坂田英一君) この機械等の貸し付けその他については、農林漁業金融公庫においても貸し付けておるようなわけでござりまするので、その点との関連において検討を加えておる、もちろんその他についても積極的に考へています。

○渡辺勘吉君 第三点は、融資対象範囲をもう少し広めなければ困るという現実の問題についてであります。連合会が出資をしておる場合に、その連合会の構成員である会員が連合会から転貸を受けた場合、すなわち連合会みずからが保証づきで借り入れをした資金がその会員である単位組合に転貸する道が閉ざされているわけであります。もう一つのケースは、組合が借りた資金を組合員に転貸をするという道が閉ざされている場合があるわけであります。こういう転貸を拒んではおるといふことは、またこの制度を硬直しているネックの一つであります。この再転貸と転貸、こういう道をそれぞれ聞くということを、この実際現するよう善処してもらいたいと思うんですが、この

点はどうですか。

○國務大臣(坂田英一君) ただいまの問題は、系統組織との関連も十分考へなければなりませんので、いますぐこれは申し上げられませんが、同時にあわせて検討をやることにいたしたいと思いま

す。

○渡辺勘吉君 私も少し元気がなくなりました。が、もう一つだけ聞きますが、政府の林業信用基金に対する出資であります。これも農業の場合、先ほどから明らかになつたように、政府は從来約二十五億程度の出資補助をしておる、これを受けて県が四十八億の出資をしておる、さらに四十一年度には二億の出資補助をしている、四十五年度には百四十億の出資を日途に考えておる、あるいは融資基金、これは後ほど農林大臣が退席したあとで伺いますが、これも四十億といふものを政府が出しておる、こういう手厚い措置をして、農業経営の金融に対する保険制度として発足せんとしておるときには、林業信用基金の場合は、設立当時に政府が出したのは三億五千万、しかも私の記憶にして誤りがなければ、このうちの大部分は国有林特別会計からこれはひねり出せたはずである、な

どで伺いますが、これも四十億といふものを政府が出しにやぶさかではありません。しかししながら、これを他の保証機関の政府投資等から見ますと、低きに失すると指摘せざるを得ないのであります。たとえば中小企業保証公庫、これはただいま審議中の農業信用保証公庫と同じ性格のものだと理解するのですが、名称は公庫であり、こちらは協会でありますけれども、この中小企業保証公庫に対して四十年度までには融資基金が二百二十八億政府から出されておる、四十二年度予算では七十五億が決定をしておる、三百億をこえる

て、全体を掌握する農林大臣の客観的な立場から、こういう林業信用基金といふものを同じくレベルアップするならするという方向で善処をすべきだと思うのですが、大臣いかがですか。

○國務大臣(坂田英一君) この問題についても民間出資の状況及び利用状況を勘案しまして、先ほどの事項等もあわせて積極的に検討してまいります。

○渡辺勘吉君 それでは、政務次官以下がおられますから、もう少し農業信用基金に關してお尋ねをいたします。

○國務大臣(坂田英一君) 経営の安定化と保証業務の積極的運営をはかるために、この革新たる融資基金として、先ほどから明瞭な所産であることを認めました。しかししながら、この融資基金の四十億といふものは非常に努力をされた所産であることを認めました。しかしながら、これを他の保証機関の政府投資等から見ますと、この融資基金の四十億といふことであります。この融資基金の四十億といふことは、このうちの大部分は国有林特別会計からこれはひねり出せたはずである、な

どで伺いますが、これも四十億といふものを政府が出しにやぶさかではありません。しかししながら、これを他の保証機関の政府投資等から見ますと、低きに失すると指摘せざるを得ないのであります。たとえば中小企業保証公庫、これはただいま審議中の農業信用保証公庫と同じ性格のものだと理解するのですが、名称は公庫であり、こちらは協会でありますけれども、この中小企業保証公庫に対して四十年度までには融資基金が二百二十八億政府から出されておる、四十二年度予算では七十五億が決定をしておる、三百億をこえる融資基金が確保されておる点から考えますならば、この融資基金の四十億といふものは、さらに今後にわたつて大幅に増額をしなければ、私は、県段階の基金協会とともにこの保証、保険、融資という三位一体の機能が完全に發揮されないと思ひます。質問の第一点は、この融資基金が確保されたが違う金額でありますけれども、相当の林業信用基金の受信力を拡大する意味においても、これを融資機関に預託するという点も考えて、さらには政府としては農業信用基金等に対するものとは思ひます。そこで、この点を勘案いたしますと、林業信用基金の受信力を拡大する意味においても、これ

を融資機関に預託するという点も考えて、さらには政府としても農業信用基金等に対するものとは思ひます。そこで、この点を勘案いたしますと、林業信用基金の四十億といふものを踏まえて将来にわたつて大幅に増額する方向で努力をされると思ひます。ですが、その点はいかがですか。

○政府委員(森本修君) 私どもとしましては、融資基金の四十億の計算をいたしました前提は、大体近代化資金の融資ワクが九百億程度になりますが、その点はいかがですか。

○政府委員(森本修君) 私どもとしましては、融資をいたしますファンドとしては、まあ

この四十億程度でまかない得るもの、そういうふうなことで予算を計上いたしております。御指摘のようだ、将来近代化資金の融資のワクも、資金需要の増大に従つて年々ふえていくものと思います。したがいまして、そういう将来年々ふえていきます融資ワクに即応いたしまして、こういった融資基金も増額をしていく必要があるんだろうといふように思つております。そういう事態になりましたれば必要な予算措置を講じていくという方針でございます。

○渡辺勘吉君 四十億は決して頭打ちではないと、九百億を踏まえた結果出た金額であるから、今後保証額の增高によつて、この融資基金の増額も考慮するという答弁でありますから了解をいたしました。この四十億の各県に貸し付ける内容等はどうなつておるのでしょうか。

○政府委員(森本修君) 内容でござりますが、主として融資の条件をお尋ねになつてあるようですが、中小企業におきましても、大体二分ないし三分というふうな金利で貸し付けておるようあります。私どもも大体それにならいまして、ほぼそれに準じたような金利で貸し付けをしていきたい、こういうふうに思つております。

○渡辺勘吉君 二分ないし三分の、一分の違いが非常に大きいので、二分ですか、三分ですか、二分五厘ですか。先ほど答弁の中に資金運用益十一億というものが出ておるから、当然これは原資を何分で出して、そうして基金協会はこれを何分で運用する、その運用利益を何分に見ておるかとおもつてますから、この点を明らかにしたいわけです。

○政府委員(森本修君) 貸し付けは大体二分五厘程度でやつていきたといふように思つております。なお、それを借り受けました基金協会の運用の見込みは、六分五厘程度と予定をいたしております。

○渡辺勘吉君 それでは次の点を伺いますが、保険協会、新しく出る保険協会について一、二伺つ

て、私のきょうの質問は終わりにいたしますが、

保険協会が基金融協会に対し支払う保険金は、迅速、的確であることが当然望ましいわけあります。で、基金融協会が代位弁済をしてから何ヵ月目になります。そこで、基金協会が代位弁済をしてから何ヵ月目になるのか。これは基金融協会と保険協会との契約の内容になるわけで、從来、ともすれば、たとえば漁業信用保証の場合等はきわめて遅延して、この問題についての不満が絶えないわけあります。

そこで、農業は、漁業、林業のサンプルになります。そこで、農業は、漁業、林業のサンプルになります。そこまでありますから、その間の事務処理の内容が、契約の中などでどうたわせようと役所では考えておるのか。

○政府委員(森本修君) 保険金の支払いの時期でございますが、私どもとしましても、なるべく事故発生後速に保険金が手に渡るよう指導していきたいと思っておりますが、いまのところでは、事故が発生いたしました後一ヵ月経過後に請求を末端からして、その後できるだけ速に保険金を支払うように督励をいたしたいといふに思つております。

○渡辺勘吉君 事故発生後一ヵ月経過後に請求することはわかります。請求を受けてから何日以内に保険協会が支払うかと、これが大事なんですね。そこを抜いては私の質問の意味がない。請求は、

全国段階のこの保険協会のそれに比べて相当上回

うことになつていますね、先ほどの説明にありますように。これが元本の七割ということになつておられますために、県段階の基金融協会の求償権は、

信用保険協会の保険金は借り入れ元本の七割といふことになつていますね、先ほどの説明にありますように。これが元本の七割ということになつておられますために、県段階の基金融協会の求償権は、

多額な金額になるわけあります。そこで、融資機関の残存債権と基金融協会の求償権は、保険協会の求償権より優先回収させる必要があるわけ

あります。御承知のように、融資機関は、代位弁済の対象外の遅延損害金、これは延滞利息と約定利息との九分との差額、そういうものを損害金と

して持つ、基金融協会は、約定期限と遅延損害金、これは代位弁済の対象分であります。それと求償権そのものの金額に対する利息、この三つの部分は保険金支払いの対象の外になつておるわけですね、保険金が元本の七割といふものに規制をされている結果。したがつて、融資機関の残存債権の求償権は、新たに設立される保険協会の求償権より優先して回収させなければ、これ

だけ早い期間に支払いをするように十分ひとつ督

勤をしていきたいと思つております。

○渡辺勘吉君 一つのワクでこういうふうに理解できなのですか。請求を受けてからおそらく一ヵ月以内には支払う、そういう行政指導をやると

いう御意思はありますんか。

○政府委員(森本修君) できるだけまあそういう線に沿つて努力をしていきたいといふに思つます。

○渡辺勘吉君 もう、できるだけと言わずに、遠慮をせずに、それはやはりこの制度を魅力あるものにするか、せつかくお互いが苦労してここで法律をつくろうというときに、わざかなそういう事務的なルーズさを見のがすために、この制度に画

りましたようなことも一つの筋道といふうにも思ひますけれども、法律的に実はそういう関係を分析してまいりますというと、回収をし、あるいはおくれてその支払いをした金額は必ずしも元本が幾ら、あるいは利息分が幾らといふうに思つますけれども、法律的に実はそういう関係を分析してまいりますというと、回収をし、ある

うふうなこととと思うのであります。御指摘にならることは局長もはつきりした姿勢で臨んでくださいよ。

それから、最後にお尋ねしますのは、この農業

信用保険協会の保険金は借り入れ元本の七割といふことになつていますね、先ほどの説明にありますように。これが元本の七割といふことになつておられますために、県段階の基金融協会の求償権は、

多額な金額になるわけあります。そこで、融資機関の残存債権と基金融協会の求償権は、保険協会の求償権より優先回収させる必要があるわけ

あります。御承知のように、融資機関は、代位弁済の対象外の遅延損害金、これは延滞利息と約定利息との九分との差額、そういうものを損害金と

して持つ、基金融協会は、約定期限と遅延損害金、これは代位弁済の対象分であります。それと求償権そのものの金額に対する利息、この三つの部分は保険金支払いの対象の外になつておるわけですね、保険金が元本の七割といふものに規制をされている結果。したがつて、融資機関の残存債権の求償権は、新たに設立される保険協会の求償権より優先して回収させなければ、これ

は公正がとれない。それは法律的にもこれを拒む理由はないわけあります。たとえば農林漁業金融公庫の前身であった特別会計のときにも、融資機関の優先回収権が認められておった。こういう

措置をやはり講じなければ私はこの信用保険協会の公正な運営とはなりがたい、こういう角度からお尋ねをするのであります。この点はどういふうにお考えになつておるわけですか。

○政府委員(森本修君) 代位弁済をいたしました後に、債務者から一定の額の返済があつた、つまり融資機関なり保証機関から見ますと回収があります。たという場合の、保険協会と基金融協会の関係といふうなこととと思うのであります。御指摘にならることは局長もはつきりした姿勢で臨んでくださいよ。

○渡辺勘吉君 法律的に云々といふ答弁ですが、それはどこの法律にそういう規制がありますか。

○説明員(今村宣夫君) 通常の各保険と類似の、まあ中小企業もそうでございますが、類似の保険制度と合わせまして、いろいろ法制定のときに議論をいたしましたのでござりますが、現在の法律が、該当条文としましては法案の八十条でござりますけれども、先ほど局長も申し上げましたように、

金が返つてしまつましたとき、それをどういう比率で基金融協会と保険協会に分けるかと、計算を規定をしてございます。その計算をまあ分かりやすく申し上げますと、回収金がありましたとき

に、回収金のうちで、先ほど述べましたような利

息の占めるウエイトに相当する金額だけは除きま

して、その残りの金を七、三に分けるという

かつこうになるわけであります。ですから、式で申し上げますと、回収金かける分母としまして元本プラス利息分の元本、それに七〇%をかけたものを保険協会に納付するというふうな形になつておりますので、利息分がそのままの形で先き取りだけは除くという計算方法になつておるわけであります。

○渡辺勘吉君 その点をもつと割り切つて、元本の七割ということに保険金が規制をされているから、この基金協会の求償権部分は私は優先回収をさせれば元本の七割、三割といらものがすなおにこれは適正に処理されるということを言つてゐるわけです。ところが、あなたがつくった分母、分子にとらわれないで、こういう点を考える気はないのですか。

○説明員(今村宣夫君) 各都道府県の基金協会の立場を考えますと、保険の対象となりますものは、いまおっしゃられましたように、元本部分だけではありますし、都道府県の基金協会の保証しますものは、元本と利息を含んでおるわけでござりますから、利息分を優先回収するというふうに考えることが、最も基金協会の立場を考慮したことになるかと思うわけでございますが、実は局長もちょっと申し上げましたように、通常の金融の観念でいきますと、元本部分と利息部分というのが分かれまして、そのお金は利息分に充當すべきものである、あるいはこれは元本幾らで利息分幾らといふうな観念の整理になるかと思うのでござりますけれども、一度基金協会が代位弁済をいたしまして保険協会が保険料を支払つたという今までの法律関係に立ちますと、決して法律の理屈にとらわれて申し上げるわけではないでござりますけれども、返されました金は利息部分幾ら、元本幾らというふうな形として法律上観念するところなかなかむずかしい状態に相なりますので、通常のこういう保険制度にならいまして、先ほど申し上げたような回収といいますか、納付の計算をいたしたわけでございます。

○渡辺勘吉君 まあ他の事例等もあつて、そういう考え方であることもわかるのであります。私が主張する点もわかつても覚えると思うのであります。だから、そう突つ放した答弁でなく、私が提起したことについても、大臣でないが検討をして善処をするといふようなことにならないと、これかつこうつかないじゃないですか。

○政府委員(森本修君) 重ねての御要望、お尋ねでございますので、私どものほうとしましても、一応先ほど申し上げておりますよろなことで予定をいたしておりますので、そういうことで出発をさせていただきまして、運用の経緯、実情等を見まして、そういうことがぜひとも必要だと——もちろん御主張なさつておるわけですか、必要だということであろうと思ひますけれども、十分ひとつ運用の過程において検討をさせていただいて、必要があれば善処をいたしたい、そういうふうに思います。

○委員長(山崎齊君) 本件についての質疑は、この程度にとどめ、散会いたします。

午後四時四十八分散会

昭和四十一年五月四日印刷

昭和四十一年五月六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局